

令和 6 年 5 月 28 日

令和 6 年度栃木県議会
第 401 回通常会議議案(1)

令和6年度栃木県議会 第401回通常会議議案（1）目次

第1号議案	令和6年度栃木県一般会計補正予算（第2号）	3
第2号議案	栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について	6
第3号議案	栃木県県税条例及び栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について	9
第4号議案	市町村が負担する金額について（環境森林部関係）	15
第5号議案	市町村が負担する金額について（農政部関係）	16
第6号議案	市町村が負担する金額について（県土整備部関係）	20
第7号議案	工事請負契約の締結について（とちぎ健康の森本館空調設備改修工事）	24
第8号議案	工事請負契約の変更について（一級河川巴波川地下捷水路本体建設工事）	25
第9号議案	特定事業契約の変更について（新青少年教育施設整備運営事業）	26
第10号議案	損害賠償の額の決定及び和解について	27
第11号議案	知事の専決処分事項承認について	28
報告第1号	栃木県県営住宅の家賃使用料等に係る債権の放棄に関する報告について	32
報告第2号	知事の専決処分事項報告について	33

第1号議案

令和6年度栃木県一般会計補正予算（第2号）

令和6年度栃木県の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ79,250千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ934,379,250千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年5月28日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 繰越金		1,150,000	79,250	1,229,250
	1 繰越金	1,150,000	79,250	1,229,250
歳入合計		934,300,000	79,250	934,379,250

歳 出					(単位千円)
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	
10 教 育 費		178,845,588	79,250	178,924,838	
	1 教 育 総 務 費	24,680,211	44,437	24,724,648	
	6 社 会 教 育 費	2,235,029	34,813	2,269,842	
歳 出 合 計		934,300,000	79,250	934,379,250	

16 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下この項において「法」という。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号。以下この項において「政令」という。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号。以下この項において「省令」という。）及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第16号。以下この項において「平成15年改正省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- (1) 略
- (2) 法第2条第3項の規定による被爆者健康手帳の交付
- (3)～(6) 略
- (7) 政令第8条第4項の規定による認定書の交付
- (8) 政令第11条第1項_____の規定による申請（電子的方法により行われるものを除く。）の受理等
- (9) 政令第11条第2項の規定による申請（電子的方法により行われるものを除く。）の受理等
- (10) 政令第12条_____の規定による届出（電子的方法により行われるものを除く。）の受理等
- (11) 政令第13条_____の規定による申出（電子的方法により行われるものを除く。）の受理等
- (12) 政令第15条の規定による申請（電子的方法により行われるものを除く。）の受理等
- (13) 政令第16条において準用する政令第12条の規定による届出（電子的方法により行われるものを除く。）の受理等
- (14) 政令第16条において準用する政令第13条の規定による申出（電子的方法により行われるものを除く。）の受理等
- (15)～(23) 略
- (24) 省令第32条第2項の規定による届出の受理等
- (25)～(34) 略
- (35) 省令第44条第1項の規定による申請の受理等
- (36) 略

16 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下この項において「法」という。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号。以下この項において「政令」という。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号。以下この項において「省令」という。）及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第16号。以下この項において「平成15年改正省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- (1) 略
- (2) 法第2条第2項の規定による被爆者健康手帳の交付
- (3)～(6) 略
- (7) 政令第8条第2項の規定による認定書の交付
- (8) 政令第11条第1項及び第2項の規定による申請_____の受理等
- (9) 政令第12条（政令第16条において準用する場合を含む。）の規定による届出_____の受理等
- (10) 政令第13条（政令第16条において準用する場合を含む。）の規定による申出_____の受理等
- (11) 政令第15条の規定による申請_____の受理等
- (12)～(20) 略
- (21)～(30) 略
- (31) 省令第44条_____の規定による申請の受理等
- (32) 略

<p>(37) <u>省令第48条第1項</u>の規定による申請の受理等</p> <p>(38)～(43) 略</p> <p>(44) <u>省令第58条第3項</u>の規定による保健手当証書の返付及び交付</p> <p>(45) <u>省令第58条第4項</u>の規定による通知及び保健手当証書の返付</p> <p>(46)～(61) 略</p>	<p>(33) <u>省令第48条</u>の規定による申請の受理等</p> <p>(34)～(39) 略</p> <p>(40) <u>省令第58条第2項</u>の規定による保健手当証書の返付及び交付</p> <p>(41) <u>省令第58条第3項</u>の規定による通知及び保健手当証書の返付</p> <p>(42)～(57) 略</p>
<p>16の2 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下この項において「法」という。）及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>法第28条第2項</u>の規定による指定難病要支援者証明事業の実施</p> <p>(9)～(12) 略</p>	<p>16の2 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下この項において「法」という。）及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8)～(11) 略</p>
<p>17～31 略</p>	<p>17～31 略</p>

附 則

この条例は、令和6年6月20日から施行する。

第3号議案

栃木県県税条例及び栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について

栃木県県税条例及び栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年5月28日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県県税条例及び栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
(栃木県県税条例の一部改正)

第1条 栃木県県税条例(平成17年栃木県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第23条の2 略</p> <p style="text-align: center;">(事業税の納税義務者等の特例)</p> <p><u>第23条の3</u> 第54条第1項の規定の適用については、当分の間、同項第1号イ中「1億円以下のもの」とあるのは、「1億円以下のもの(前事業年度の事業税についてアに掲げる法人に該当したものであって、<u>払込資本の額(法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として施行令附則第6条に規定する金額をいう。)</u>が10億円を超えるものを除く。)」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第23条の2 略</p>

第2条 栃木県県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(事業税の納税義務者等)</p> <p>第54条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。</p>	<p style="text-align: center;">(事業税の納税義務者等)</p> <p>第54条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。</p>

(1) 次号から第4号までに掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 略

イ 法第72条の4第1項各号（事業税の非課税の範囲）に掲げる法人、法第72条の5第1項各号（法人の事業税の非課税所得等の範囲）に掲げる法人、法第72条の24の7第7項各号（法人の事業税の標準税率等）に掲げる法人、第3項の規定により法人とみなされるもの、第4項の規定により法人とみなされるもの、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第12項（定義）に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項（定義）に規定する特定目的会社並びに一般社団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）（以下イにおいて「所得等課税法人」という。）並びに所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの（所得等課税法人以外の法人のうち次に掲げる法人に該当するものを除く。） 所得割額

(ア) 特定法人（払込資本の額（法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として施行令第10条の2に規定する金額をいう。以下(ア)及び(イ)において同じ。）が50億円を超える法人（イに掲げる法人を除く。）及び保険業法に規定する相互会社（これに準ずるものとして施行令第10条の3に規定するものを含む。）をいう。以下(ア)及び(イ)において同じ。）との間に当該特定法人による完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の6に規定する完全支配関係をいう。以下(ア)及び(イ)において同じ。）がある法人のうち払込資本の額（地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の公布の日以後に当該法人と当該特定法人との間に完全支配関係（当該法人以外の特定法人による完全支配関係に限る。）がある場合その他施行令第10条の4第1項に規定する場合において、当該法人が剰余金の配当（払込資本の額のうち施行令第10条の5に規定する額の減少に伴うものに限る。以下(ア)及び(イ)において同じ。）又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額）が

(1) 次号から第4号までに掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 略

イ 法第72条の4第1項各号（事業税の非課税の範囲）に掲げる法人、法第72条の5第1項各号（法人の事業税の非課税所得等の範囲）に掲げる法人、法第72条の24の7第7項各号（法人の事業税の標準税率等）に掲げる法人、第3項の規定により法人とみなされるもの、第4項の規定により法人とみなされるもの、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第12項（定義）に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項（定義）に規定する特定目的会社並びに一般社団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）並びにこれらの法人 以外の法人で
資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの _____

所得割額

2億円を超えるもの

(イ) 法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のもの
が有するものとみなした場合において当該いずれか一のもの
と当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があること
となるときの当該法人のうち払込資本の額（地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の公布の日以後に、特定親法人（当該事業年度において当該法人と他の法人との間に当該他の法人による完全支配関係がある場合における当該他の法人をいう。以下(イ)において同じ。）と当該法人との間に当該特定親法人による完全支配関係があり、かつ、当該法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のもの
が有するものとみなした場合において当該いずれか一のもの
と当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときその他施行令第10条の4第2項に規定する場合に、当該法人が剰余金の配当又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額）が2億円を超えるもの（(ア)に掲げる法人を除く。）

(2)～(4) 略

2～4 略

附 則

（事業税の納税義務者等の特例）

第23条の3 第54条第1項の規定の適用については、当分の間、同項第1号イ中「1億円以下のもの」とあるのは、「1億円以下のもの（前事業年度の事業税についてアに掲げる法人に該当したものであって、払込資本の額（法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として施行令附則第5条の7に規定する金額をいう。）が10億円を超えるものを除く。）」とする。

(2)～(4) 略

2～4 略

附 則

（事業税の納税義務者等の特例）

第23条の3 第54条第1項の規定の適用については、当分の間、同項第1号イ中「1億円以下のもの」とあるのは、「1億円以下のもの（前事業年度の事業税についてアに掲げる法人に該当したものであって、払込資本の額（法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として施行令附則第6条に規定する金額をいう。）が10億円を超えるものを除く。）」とする。

（栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正）

第3条 栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成28年栃木県条例第11号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業税の不均一課税)</p> <p>第2条 知事は、地方活力向上地域内において法第5条第18項(法第7条第2項において準用する場合を含む。)の規定により法第5条第1項の地域再生計画(同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が公示された日(地域再生法の一部を改正する法律(平成27年法律第49号)の施行の日以後最初に公示された日に限る。以下「公示日」という。)から<u>令和8年3月31日</u>までの間に、法第17条の2第3項の規定により同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者(同条第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。以下「認定事業者」という。)であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、当該認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。)第2条第1号に規定する特別償却設備(法第5条第4項第5号に規定する特定業務児童福祉施設のうち同号に規定する特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する減価償却資産を除く。)を新設し、又は増設した者_____について、当該特別償却設備を事業の用に供した日(以下「供用日」という。)の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該特別償却設備に係るものとして省令第3条の規定により計算した額に対して課する事業税の税率を、栃木県県税条例(平成17年栃木県条例第5号。以下「県税条例」という。)第56条(県税条例附則第24条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)及び第63条の規定にかかわらず、当該各条に規定する税率に、次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じた税率とすることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(不動産取得税の課税免除)</p>	<p>(事業税の不均一課税)</p> <p>第2条 知事は、地方活力向上地域内において法第5条第18項(法第7条第2項において準用する場合を含む。)の規定により法第5条第1項の地域再生計画(同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が公示された日(地域再生法の一部を改正する法律(平成27年法律第49号)の施行の日以後最初に公示された日に限る。以下「公示日」という。)から<u>令和6年3月31日</u>までの間に、法第17条の2第3項の規定により同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者(同条第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る_____。)であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、当該認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。)第2条第1号に規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)_____を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」という。)について、当該特別償却設備を事業の用に供した日(以下「供用日」という。)の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該特別償却設備に係るものとして省令第3条の規定により計算した額に対して課する事業税の税率を、栃木県県税条例(平成17年栃木県条例第5号。以下「県税条例」という。)第56条(県税条例附則第24条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)及び第63条の規定にかかわらず、当該各条に規定する税率に、次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じた税率とすることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(不動産取得税の課税免除)</p>

第3条 知事は、認定事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに法第17条の2第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、当該認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従つて省令第2条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下「特別償却設備設置者」という。）について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税を免除することができる。

（固定資産税の課税免除及び不均一課税）

第4条 知事は、特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である県税条例第127条に規定する大規模の償却資産（公示日以後に取得したものに限り。以下「大規模償却資産」という。）に対して課する当該大規模償却資産を事業の用に供した日の属する年の翌年の4月1日を初日とする年度分の固定資産税を免除することができる。

2 略

第3条 知事は、特別償却設備設置者

_____について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税を免除することができる。

（固定資産税の課税免除及び不均一課税）

第4条 知事は、特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である県税条例第127条に規定する大規模の償却資産（公示日以後に取得したものに限り。以下「大規模償却資産」という。）に対して課する供用日 _____の属する年の翌年の4月1日を初日とする年度分の固定資産税を免除することができる。

2 略

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条、次項及び附則第4条の規定 公布の日

(2) 第2条及び附則第3条の規定 令和8年4月1日

2 第3条中栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例第2条の改正規定（「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める部分に限る。）は、令和6年4月1日から適用する。

（栃木県県税条例の一部改正に伴う経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の栃木県県税条例（以下「7年新条例」という。）附則第23条の3の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 施行日以後最初に開始する事業年度（以下「最初事業年度」という。）の事業税（地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の公布の日（以下「法公布日」という。）を含む事業年度の前事業年度の事業税について第1条の規定による改正前の栃木県県税条例第54条第1項第1号アに掲げる法人に該当したものであつて、法公布日の前日の現況により資本金の額又は出資金の額が1億円以下であると判定され、かつ、法公布

日から最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了した各事業年度分の事業税について同号イに掲げる法人に該当したものの行う事業に対する事業税を除く。)に係る7年新条例附則第23条の3の規定の適用については、同条中「前事業年度」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)の公布の日を含む事業年度の開始の日の前日から同法附則第7条第2項に規定する最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了したいずれかの事業年度分」とする。

第3条 第2条の規定による改正後の栃木県県税条例(以下「8年新条例」という。)第54条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定は、附則第1条第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 8年新条例第54条第1項第1号イ(8年新条例附則第23条の3の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は同号イに規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないものうち同号イ(ア)又は(イ)に掲げる法人に該当するものを行う事業に対する令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税について8年新条例第58条の規定により申告納付すべき事業税額(以下「令和8年度分基準法人事業税額」という。)が、当該法人が行う事業に対する当該事業年度の事業税について当該法人を同号イに掲げる法人とみなした場合に8年新条例第58条の規定により申告納付すべき事業税額(以下「比較法人事業税額」という。)を超える場合には、当該超える金額の3分の2に相当する金額(当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額)は、令和8年度分基準法人事業税額から控除するものとし、当該法人が行う事業に対する令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税について8年新条例第58条の規定により申告納付すべき事業税額(以下「令和9年度分基準法人事業税額」という。)が、比較法人事業税額を超える場合には、当該超える金額の3分の1に相当する金額(当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額)は、令和9年度分基準法人事業税額から控除するものとする。

(栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 第3条の規定による改正後の栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例第3条及び第4条の規定は、附則第1条第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に特別償却設備(地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号)第2条第1号に規定する特別償却設備をいう。以下同じ。)を新設し、又は増設した者について適用し、同日前に特別償却設備を新設し、又は増設した者については、なお従前の例による。

第4号議案

市町村が負担する金額について

地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条の規定により、令和6年度において県が行う建設事業に要する経費について、市町村が負担する金額を次のとおり定めるものとする。

令和6年5月28日提出

栃木県知事 福田 富一

事業名	負担市町村名	事業費	負担額
県営林道事業費	佐野市	円 5,500,000	円 2,715,350
	鹿沼市	88,000,000	20,592,000
	日光市	63,100,000	18,311,180
	那須塩原市	12,000,000	6,000,000

第5号議案

市町村が負担する金額について

地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条又は土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条の規定により、令和6年度において県が行う建設事業等に要する経費について、市町村が負担する金額を次のとおり定めるものとする。

令和6年5月28日提出

栃木県知事 福田 富一

事業名	負担市町村名	事業費	負担額
農村集落基盤再編・整備事業費	佐野市	円 85,756,000	円 8,643,834
	矢板市	10,000,000	1,000,000
	那珂川町	18,000,000	2,700,000
国営造成施設管理事業費	宇都宮市	29,755,000	4,440,041
	真岡市		546,897
	上三川町		612,953
	芳賀町		351,109
	足利市	46,880,000	3,390,000

事業名	負担市町村名	事業費	負担額
	大田原市	36,036,000 円	402,990 円
	さくら市		2,581,547
	那須烏山市		3,499,977
	那珂川町		722,486
	大田原市	19,184,000	568,879
	那須塩原市		3,267,121
	那須烏山市	61,471,000	679,803
	益子町		3,176,511
	茂木町		2,688,479
	市貝町		4,290,257
	芳賀町		1,457,950
	農地整備事業費	宇都宮市	447,000,000
足利市		66,000,000	6,600,000
佐野市		114,000,000	11,400,000
鹿沼市		384,000,000	28,800,000

事業名	負担市町村名	事業費	負担額
	日光市	円 88,000,000	円 8,800,000
	小山市	128,000,000	17,750,000
	大田原市	423,300,000	42,330,000
	下野市	20,000,000	2,000,000
	益子町	144,000,000	18,000,000
	市貝町	27,752,800	3,469,100
	芳賀町	369,247,200	46,155,900
	壬生町	338,000,000	33,800,000
	野木町	85,000,000	8,500,000
	塩谷町	21,000,000	1,575,000
水利施設整備事業費	宇都宮市	8,000,000	1,200,000
	足利市	16,200,000	2,430,000
	栃木市	85,967,200	21,466,000
	佐野市	70,000,000	8,750,000
	小山市	72,280,300	15,455,000

事業名	負担市町村名	事業費	負担額
	真岡市	円 4,517,980	円 723,000
	大田原市	13,526,443	1,172,201
	那須塩原市	77,683,557	6,732,057
	さくら市	25,042,900	4,007,000
	市貝町	3,322,700	531,000
	芳賀町	2,680,460	429,000
	野木町	20,152,500	5,038,000
	塩谷町	34,868,300	3,515,000
	高根沢町	8,567,660	1,371,000
農村地域防災減災事業費	宇都宮市	59,000,000	14,750,000
	那須烏山市	28,000,000	2,240,000
	上三川町	69,000,000	13,800,000

第6号議案

市町村が負担する金額について

地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条又は下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2の規定により、令和6年度において県が行う建設事業等に要する経費について、市町村が負担する金額を次のとおり定めるものとする。

令和6年5月28日提出

栃木県知事 福田 富一

事業名	負担市町村名	事業費	負担額
砂防施設づくり事業費（補助）	宇都宮市	円 70,000,000	円 11,000,000
	足利市	250,000,000	21,750,000
	佐野市	5,000,000	250,000
	鹿沼市	40,000,000	2,000,000
	日光市	55,000,000	9,000,000
	真岡市	40,000,000	4,000,000
	大田原市	40,000,000	2,000,000
	茂木町	50,000,000	5,000,000
	高根沢町	30,000,000	3,000,000

事業名	負担市町村名	事業費	負担額
		円	円
	那珂川町	115,000,000	5,750,000
河川砂防施設づくり事業費（県単）	茂木町	13,900,000	2,780,000
	那珂川町	6,000,000	300,000
緊急防災・減災対策事業費（河川砂防）	足利市	100,000,000	10,000,000
	真岡市	49,800,000	4,980,000
	大田原市	47,000,000	9,400,000
	さくら市	10,000,000	2,000,000
	那須町	10,000,000	500,000
流域下水道建設事業費	日光市	482,435,200	89,609,866
	宇都宮市	1,287,519,000	122,651,984
	下野市		77,009,176
	上三川町		37,765,006
	栃木市	516,645,000	89,651,866
	壬生町		14,651,966

事業名	負担市町村名	事業費	負担額
	大田原市	177,066,000 円	19,227,654 円
	那須塩原市		20,107,346
	栃木市	148,909,600	37,442,932
	小山市	206,027,400	25,441,109
	野木町		16,391,124
鬼怒川上流流域下水道（上流処理区） 管理事業費	日光市	792,401,000	733,986,000
鬼怒川上流流域下水道（中央処理区） 管理事業費	宇都宮市	1,493,176,000	692,391,000
	下野市		471,020,000
	上三川町		239,612,000
巴波川流域下水道管理事業費	栃木市	941,807,000	770,785,000
	壬生町		106,658,000
北那須流域下水道管理事業費	大田原市	764,576,000	353,627,000
	那須塩原市		347,166,000
渡良瀬川下流流域下水道（大岩藤処理区） 管理事業費	栃木市	550,182,000	548,927,000

事業名	負担市町村名	事業費	負担額
渡良瀬川下流流域下水道（思川処理区） 管 理 事 業 費	小 山 市	566,064,000 円	303,840,000 円
	野 木 町		259,422,000 円

第7号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり契約を締結するものとする。

令和6年5月28日提出

栃木県知事 福田 富 一

- 1 工事施工箇所 宇都宮市駒生町
- 2 工 事 名 とちぎ健康の森本館空調設備改修工事
- 3 契 約 者 栃木県知事 福田 富 一
- 4 契 約 の 方 法 総合評価一般競争入札
- 5 契 約 金 額 1,655,500,000円
- 6 契 約 の 相 手 方 宇都宮市平出工業団地6番12
岩原・小牧・栗田特定建設工事共同企業体
代表者 岩原産業株式会社 代表取締役 岩 原 正 樹

第8号議案

工事請負契約の変更について

令和4年度栃木県議会第391回通常会議において、第55号議案として議決を経た工事請負契約（一級河川巴波川地下捷水路本体建設工事）の一部について、次のとおり変更する。

令和6年5月28日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

契約金額を11,367,070,000円とする。

第9号議案

特定事業契約の変更について

令和2年度栃木県議会第369回通常会議において、第10号議案として議決を経た特定事業契約（新青少年教育施設整備運営事業）の一部について、次のとおり変更する。

令和6年5月28日提出

栃木県知事 福田 富 一

契約金額を7,475,834,318円とする。

第10号議案

損害賠償の額の決定及び和解について

平成29年3月27日の那須郡那須町大字湯本地内における雪崩事故について、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

令和6年5月28日 提出

栃木県知事 福田 富一

1 損害賠償額 72,455,373円

第11号議案

知事の専決処分事項承認について

次の事項について、緊急施行を要したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和6年5月28日 提出

栃木県知事 福田 富 一

専決処分第14号 令和6年度栃木県一般会計補正予算（第1号）

専決処分第14号

令和6年度栃木県一般会計補正予算（第1号）

令和6年度栃木県の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,500,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ934,300,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年5月26日

栃木県知事 福田 富一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		147,500,000	600,000	148,100,000
	1 地方交付税	147,500,000	600,000	148,100,000
9 国庫支出金		92,962,455	750,000	93,712,455
	2 国庫補助金	45,540,965	750,000	46,290,965
13 繰越金		1,000,000	150,000	1,150,000
	1 繰越金	1,000,000	150,000	1,150,000
歳 入 合 計		932,800,000	1,500,000	934,300,000

歳 出 (単位千円)				
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
6 農 林 水 産 業 費		37,201,195	1,500,000	38,701,195
	2 畜 産 業 費	3,031,776	1,500,000	4,531,776
歳 出 合 計		932,800,000	1,500,000	934,300,000

報告第1号

栃木県県営住宅の家賃使用料等に係る債権の放棄に関する報告について

栃木県県営住宅の家賃使用料等に係る債権について、栃木県県営住宅条例（平成9年栃木県条例第1号）第31条の2第1項の規定により、次のとおり放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年5月28日

栃木県知事 福田 富一

放棄決定年月日	住 宅 名	放棄者数	放 棄 額
令和6年3月15日	県 営 新 山 住 宅	1名	739,687円

報告第2号

知事の専決処分事項報告について

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年5月28日

栃木県知事 福田 富一

- | | | |
|----|-----------|-------------------|
| 1 | 専決処分第167号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 2 | 専決処分第168号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 3 | 専決処分第169号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 4 | 専決処分第170号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 5 | 専決処分第171号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 6 | 専決処分第172号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 7 | 専決処分第173号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 8 | 専決処分第174号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 9 | 専決処分第175号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 10 | 専決処分第176号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 11 | 専決処分第177号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |

12	専決処分第178号	損害賠償の額の決定及び和解について
13	専決処分第179号	損害賠償の額の決定及び和解について
14	専決処分第180号	損害賠償の額の決定及び和解について
15	専決処分第181号	損害賠償の額の決定及び和解について
16	専決処分第182号	損害賠償の額の決定及び和解について
17	専決処分第1号	損害賠償の額の決定及び和解について
18	専決処分第2号	損害賠償の額の決定及び和解について
19	専決処分第3号	工事請負契約の変更について
20	専決処分第4号	工事請負契約の変更について
21	専決処分第5号	工事請負契約の変更について
22	専決処分第6号	工事請負契約の変更について
23	専決処分第7号	工事請負契約の変更について
24	専決処分第8号	工事請負契約の変更について
25	専決処分第9号	工事請負契約の変更について
26	専決処分第10号	損害賠償の額の決定及び和解について
27	専決処分第11号	損害賠償の額の決定及び和解について
28	専決処分第12号	損害賠償の額の決定及び和解について

29 専決処分第13号 損害賠償の額の決定及び和解について

専決処分第3号

工事請負契約の変更について

令和4年度栃木県議会第388回臨時会議において、第2号議案として議決を経た工事請負契約（栃木県立足利高等学校新校校舎新築工事）の一部について、次のとおり変更する。

契約金額を2,205,225,000円とする。

令和6年4月25日

栃木県知事 福田 富 一

専決処分第4号

工事請負契約の変更について

令和4年度栃木県議会第388回臨時会議において、第3号議案として議決を経た工事請負契約（栃木県立足利高等学校新校校舎ほか新築電気設備工事）の一部について、次のとおり変更する。

契約金額を620,246,000円とする。

令和6年4月25日

栃木県知事 福田 富 一

専決処分第5号

工事請負契約の変更について

令和4年度栃木県議会第388回臨時会議において、第4号議案として議決を経た工事請負契約（栃木県立足利高等学校新校校舎ほか新築機械設備工事）の一部について、次のとおり変更する。

契約金額を789,921,000円とする。

令和6年4月25日

栃木県知事 福田 富 一

専決処分第6号

工事請負契約の変更について

令和4年度栃木県議会第388回臨時会議において、第5号議案として議決を経た工事請負契約（栃木県立足利高等学校新校体育館新築工事）の一部について、次のとおり変更する。

契約金額を1,728,958,000円とする。

令和6年4月25日

栃木県知事 福田 富 一

専決処分第7号

工事請負契約の変更について

令和4年度栃木県議会第391回通常会議において、第56号議案として議決を経た工事請負契約（栃木県立足利高等学校新校図書館棟ほか新築工事）の一部について、次のとおり変更する。

契約金額を529,848,000円とする。

令和6年4月25日

栃木県知事 福田 富 一

専決処分第8号

工事請負契約の変更について

令和5年度栃木県議会第399回通常会議において、第80号議案として議決を経た工事請負契約（主要地方道宇都宮向田線板戸大橋鋼橋上部工建設工事その1）の一部について、次のとおり変更する。

契約金額を1,639,858,000円とする。

令和6年4月26日

栃木県知事 福田 富 一

専決処分第9号

工事請負契約の変更について

令和5年度栃木県議会第399回通常会議において、第81号議案として議決を経た工事請負契約（3・5・102号家富町堀込線中橋（仮称）上部工建設工事その1）の一部について、次のとおり変更する。

契約金額を1,207,635,000円とする。

令和6年4月26日

栃木県知事 福田 富 一